

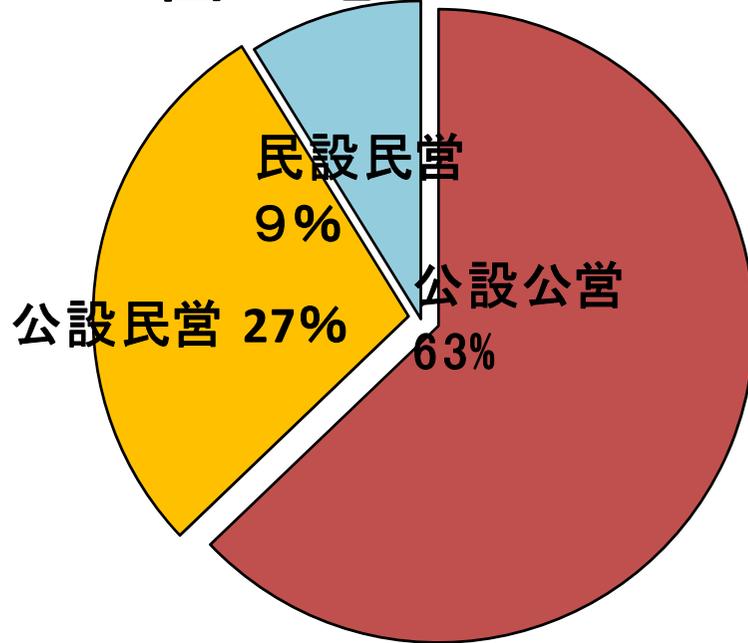
災害・防災における男女共同参画センター等の 役割・位置づけについて

全国女性会館協議会 理事長 桜井陽子

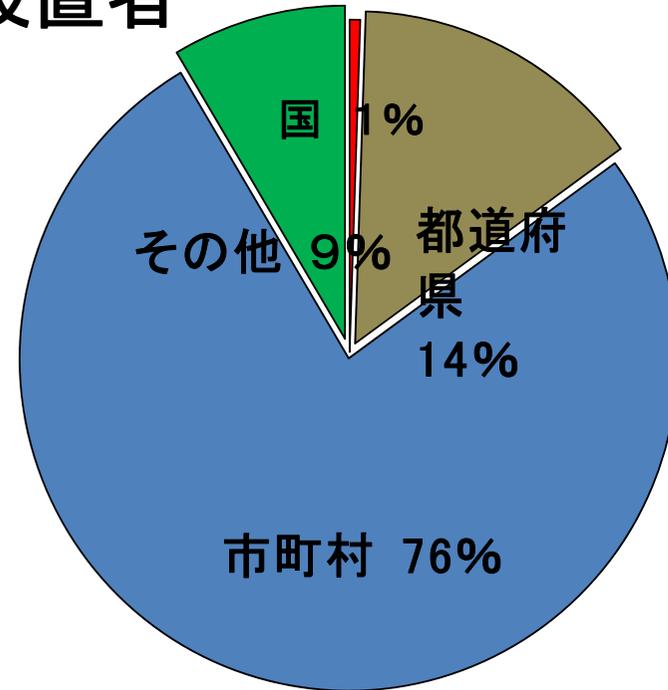
- 1 男女共同参画センター／女性センター概要
- 2 全国女性会館協議会について
- 3 災害・防災における男女共同参画センター等の役割・位置づけに関する調査(アンケート調査)結果の概要
 - (1)東日本大震災に関連して、これまでに実施した活動・事業について
 - (2)東日本大震災をきっかけに事業や施設管理を見直したか
 - (3)災害・防災における男女共同参画センター等の現在の位置づけ
 - (4)災害・防災における男女共同参画センター等の今後の位置づけ
- 4 災害時における男女共同参画センター等の役割調査(インタビュー調査)
 - (1)結果の概要
 - (2)見えてきたこと
- 5 災害・防災における男女共同参画センター等の役割・位置づけについて ₁

1 男女共同参画センター／女性センターの概要

運営形態



設置者



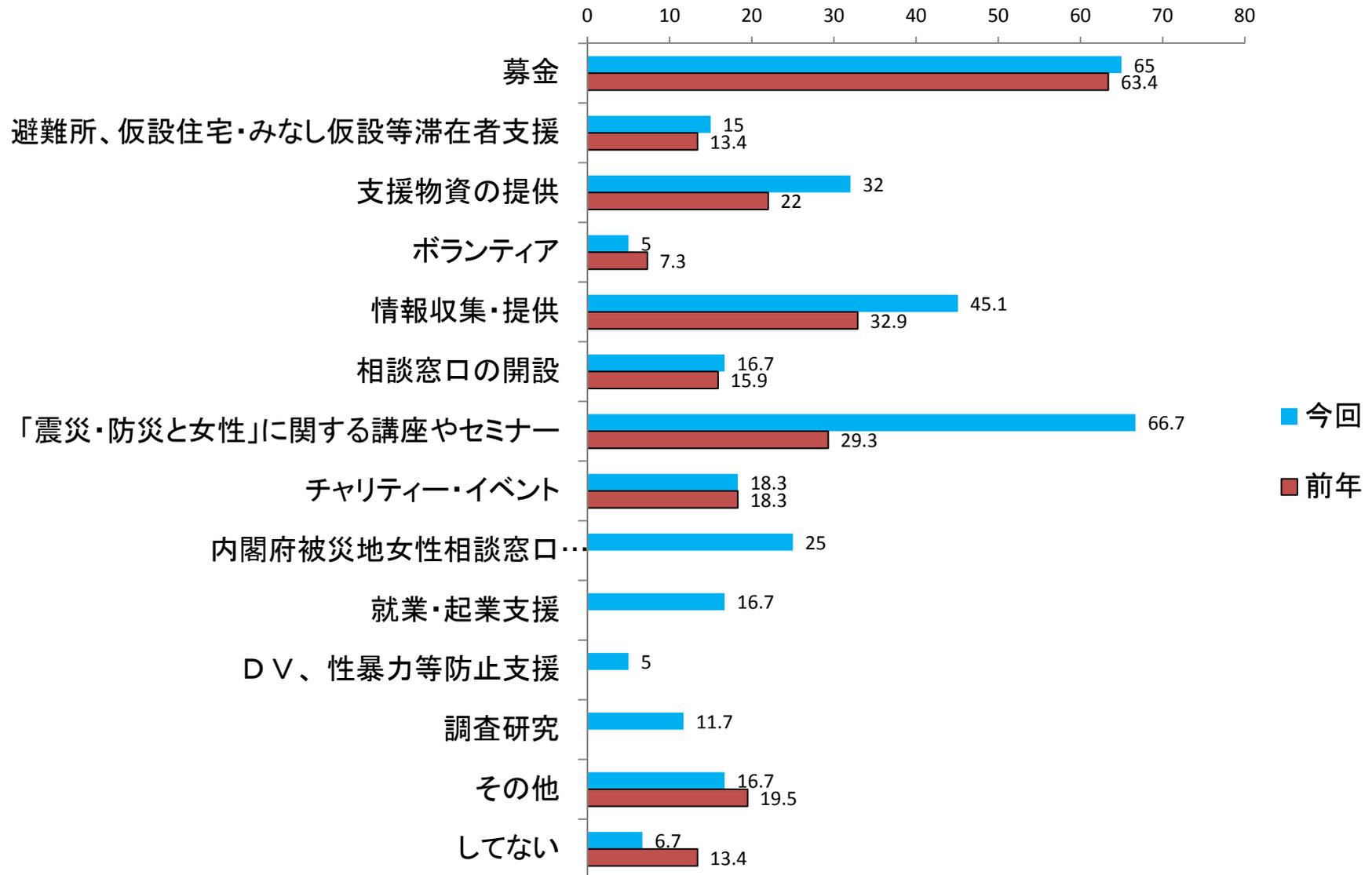
2 特定非営利活動法人全国女性会館協議会について

- 全国の男女共同参画センター／女性センターを結ぶ民間唯一のネットワーク組織(1956年発足)
- 北海道から沖縄まで90のセンターで組織
- 国立女性教育会館や民間企業等と連携・協働して、研修事業、情報提供事業、調査研究事業、連携(助成)事業などと毎年実施
- 数年前から女性の貧困問題に取り組み、「DV被害女性、母子家庭の母親等経済的に困難な状況にある女性への就業支援事業」「生きにくさをかかえる若いシングル女性の自立支援事業」等を実施
- 東日本大震災に際しては、被災女性および被災地にあるセンター支援のための募金活動、助成事業を実施し、また、震災・防災関連の事業に関する調査研究を実施
- 事業案内「J-kaikanナビ」、ブックレット「若い女性の自立支援マニュアル」「豊かな国の女性の貧困化」「女性関連施設に広がる支援ネットワーク」

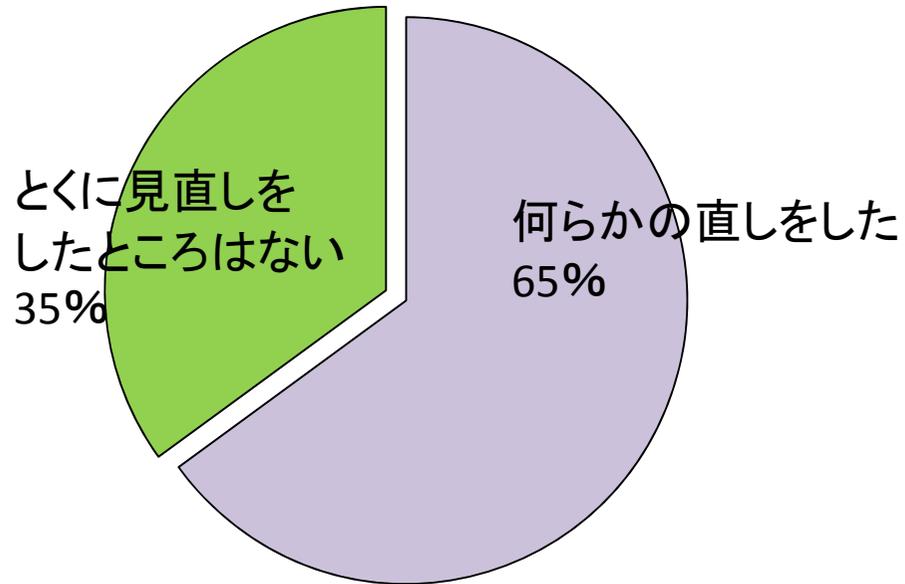
3 災害・防災における男女共同参画センター等の役割・位置づけに関する調査結果の概要

- 2011年8月 全国女性会館協議会会員館88施設を対象に質問紙による調査を実施(回収82施設)
調査結果は、内閣府『災害時における男女共同参画センターの役割 調査報告書』2012年3月 101～127頁
- 2012年9月 同会員館89施設を対象に質問紙による調査を実施(9月20日締切。現在回収60施設。中間報告)
- 2011年7月～9月 主に被災地にある男女共同参画センター13施設を対象にインタビューによる調査を実施【質問紙は[別紙1]】
調査結果は、内閣府『災害時における男女共同参画センターの役割 調査報告書』2012年3月 7～97頁

3-(1) 東日本大震災に関連して、これまでに実施した活動・事業について



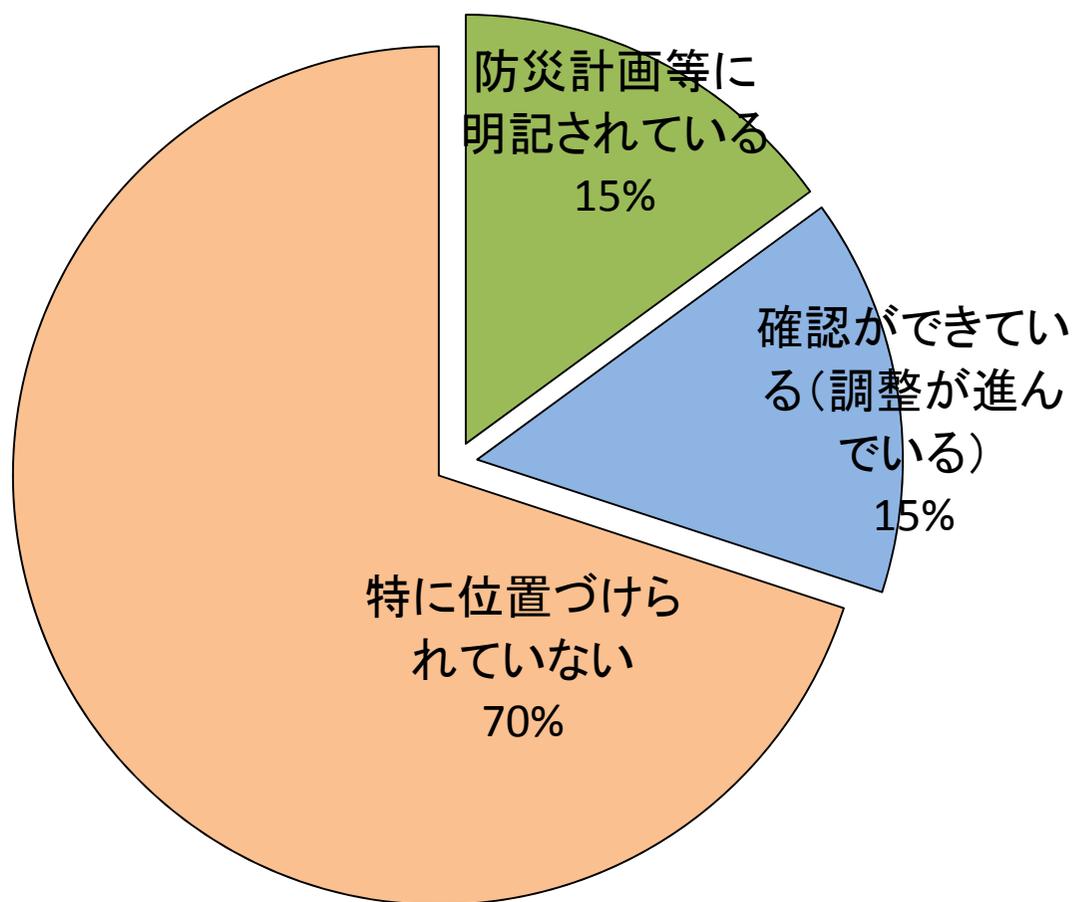
3-(2) 東日本大震災をきっかけに事業や施設管理を見直したか



| 見直したところ | % |
|--|----|
| 事業のあり方(講座事業、情報提供事業、相談事業、NPOとの協働事業等)を見直した | 50 |
| 施設管理のあり方(防災マニュアル、危機管理のあり方等)を見直した | 38 |
| その他見直したところがある | 10 |
| 特に見直したところはない | 35 |

3-(3) 災害・防災における男女共同参画センター等の 現在／今後の位置づけ [別紙2]

現在の位置づけ



4-(1) 災害時における男女共同参画センター等の役割調査 (インタビュー調査) 結果の概要 [別紙3]

- 利用者の安全確保、避難誘導
【職員はシフト勤務、情報、交通手段が断ち切られる】
- センター閉館中も各所で多様な被災者支援 【センター再開まで1ヶ月以上】
- 顕在化しにくい女性のニーズに応える被災者支援
【もりおか：デリバリケア、仙台：せんたくネット等】
- 女性に配慮した避難所の運営 【福島：日本初の女性専用スペースの運用】
- いち早く再開した女性の視点での相談事業 【最優先で相談窓口の再開】
- 蓄積したネットワークを活かす情報事業
【クリッピング掲示板の設置、被災者女性支援サイトの立ち上げ等】
- 女性の就業支援事業と心のケア事業
- センターがもつ“場”を活用しての支援 【“集う場がある”という強みの発揮】
- 復興・防災計画に女性の視点を
【各地でウォッチング、参画要請。一部は実現】

4-(2) 災害時における男女共同参画センター等の役割調査 から見えてきたこと

- 災害時に積極的に活動できた男女共同参画センター等の3条件
 - ① 設置者に対してセンターの主体性が確保できていた
 - ② センター職員の判断力が培われていた
 - ③ 地域の社会資源との連携・協働の蓄積があった

- そのために、平時に実施しておくべきこと
 - ① センター自体のキャパシティ・ビルディング(組織基盤の強化)
 - ・設置者との調整
 - ・センター職員のパワーアップ
 - ② 地域の社会資源との連携強化
 - ③ ジェンダー視点からのコミュニティ開発事業の開発・実施

5 災害・防災における男女共同参画センター等の 役割・位置づけについて

- 災害時における男女共同参画センター等の役割・位置づけの明確化
平時において日常的に実施している、相談、情報提供、就業支援等を通じての女性のエンパワメント支援、男女共同参画推進を、災害時にこそ実施できるよう、男女共同参画センター等の災害時における役割・位置づけを明確にしておく必要がある。
- 防災計画等行政施策における男女共同参画センター等の位置づけの明確化
国や地方公共団体の防災計画のなかに、災害時における男女共同参画センター等(施設、機能、人材)を明確に位置づけておく必要がある。

災害・防災における男女共同参画センター／女性センターの
役割・位置づけに関するアンケート調査

【設問1】東日本大震災に関連して、これまでに実施した活動（事業）について

貴センターでは、昨年（2011年）3月11日以降これまでに、東日本大震災に関連して、被災者支援等なんらかの活動を行いましたか。①～⑬のうち、これまでに実施したものがあれば、いくつでも○印をつけてください。関連した活動をとくに行っていない場合は、⑭に○印をつけてください。

| ○印欄 | 東日本大震災に関連して、これまでに実施した活動（事業）について |
|-----|---------------------------------|
| ① | ① 募金活動 |
| ② | ② 避難所、仮設住宅・みなし仮設等滞在者支援 |
| ③ | ③ 支援物資の提供 |
| ④ | ④ ボランティアの派遣 |
| ⑤ | ⑤ 情報収集・提供 |
| ⑥ | ⑥ 相談窓口の開設 |
| ⑦ | ⑦「震災・防災と女性」に関する講座やセミナー |
| ⑧ | ⑧ チャリティー・イベント |
| ⑨ | ⑨ 内閣府被災地女性相談窓口への相談員派遣 |
| ⑩ | ⑩ 就業・起業支援 |
| ⑪ | ⑪ DV、性暴力等防止支援 |
| ⑫ | ⑫ 調査研究 |
| ⑬ | ⑬ その他（具体的に： _____） |
| ⑭ | ⑭ 関連した活動をとくに行っていない |

【設問2】事業や施設管理のあり方などの見直しについて

貴センターでは、東日本大震災を契機として、事業や施設管理のあり方などについてなんらかの見直しを行いましたか。見直しを行ったものがあれば○印をつけ、その内容についてお書きください。

| ○印欄 | 事業や施設管理のあり方の見直しについて |
|-----|---|
| ① | ① 事業のあり方（講座事業、情報提供事業、相談事業、NPO等との協働事業等）を見直した |
| | ・具体的にはどのような見直しですか (_____) |
| ② | ② 施設管理のあり方（防災マニュアル、危機管理のあり方等）を見直した |
| | ・具体的にはどのような見直しですか (_____) |

| | |
|---|-----------------------------|
| ③ | ③ その他見直したところがある |
| | ・それは具体的にはどのようなところですか () |
| ④ | ④ とくに見直したところはない |

【設問3】 災害・防災における男女共同参画センター／女性センターの現在の位置づけについて

貴センターは、現在、地域（地方公共団体）の防災計画等のなかにどのように位置づけられていますか。防災計画等における貴センターが位置づけについて、当てはまるところに○印をつけて、その下の設問にお答えください。

| ○印欄 | 災害・防災における男女共同参画センター／女性センターの現在の位置づけについて |
|-----|---|
| ① | ① 地方公共団体の防災計画等にセンターの役割や位置づけが明記されている |
| | ・どのように記載されていますか () ・記載されている計画名等を書いてください () ・センターの役割や位置づけについて所管する部署はどこですか () |
| ② | ② 地方公共団体の防災計画等にセンターの役割や位置づけは明記されていないが、センターが災害時にどのような役割を果たすか、地方公共団体所管部署との間で確認ができています（調整が進んでいる） |
| | ・確認（調整）の内容はどのようなものですか () ・確認（調整）先の部署はどこですか () |
| ③ | ④ 地方公共団体の防災計画等にセンターの位置づけはとくになされていない |

【設問4】 災害・防災における男女共同参画センター／女性センターの今後の位置づけについて

貴センターは、今後、地域（地方公共団体）の防災計画等のなかにどのように位置づけられることが望ましいと思われますか。お考えを自由にお書きください。

[別紙 1]

この「災害・防災における男女共同参画センター／女性センターの役割・位置づけに関するアンケート調査」につきましては、ご回答いただいた内容を、全国女性会館協議会のホームページに掲載するとともに、内閣府（男女共同参画局）や文部科学省（男女共同参画学習課）、マスコミ等へ情報提供していきたいと思います。

それらへの掲載、情報提供について、可否をうかがいます。該当箇所に○印をつけてください。

| | | |
|----------------------|---|----|
| 全国女性会館協議会のホームページへの掲載 | 可 | 不可 |
| 内閣府等への情報提供 | 可 | 不可 |

最後に、施設名、ご担当者名、ご連絡先、管理運営形態について、ご記入ください。

| | |
|--------------------|---|
| 施設名 | |
| 記入者名 | |
| 電話 | |
| Email | |
| 管理運営形態 | () 公設公営 |
| あてはまるものに○をつけてください。 | () 公設民営 ⇒ () 指定管理 () 委託契約 |
| | () その他 |
| | () 民設民営 |
| | () その他 |

ご協力、ありがとうございました。

【設問3】

「地方公共団体の防災計画等にセンターの役割や位置づけが明記されている」と回答した施設の詳細

| 施設名 | どのように | 記載されている計画名 | 所管する部署 |
|-------------------------------|--|-----------------------------|------------------------|
| 滋賀県立男女共同参画センター | 地震災害によって合同庁舎（災害対策地域本部）が損壊した場合、本部が置かれる | 地震災害対策初動マニュアル（滋賀県） | 総合政策部男女共同参画課 |
| 島根県立男女共同参画センター | 住民の避難施設 | 島根県国民保護計画 | 島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室 |
| 静岡市女性会館 | 地域避難所 | 静岡市防災計画 | 防災対策室 |
| 【掲載不可】 | 避難所の開設・運営支援 | 地域防災計画 | 市民環境本部企画管理室 |
| 大田区男女平等推進センター | 補完避難所 | 大田区地域防災計画 | 経営管理部男女平等推進課 |
| 男女共同参画センター横浜 男女共同参画センター横浜南 | ①災害時の補完施設（あらかじめ震災時における用途を特定せず、柔軟に活用する施設） ②被災者の生活援護として生活相談（女性相談）を実施。 | 横浜市防災計画 震災対策編 | 横浜市市民局男女共同参画推進課 |
| 【掲載不可】 | JR 最寄駅滞留者及び地域住民の避難所 | 県と市の覚書（市の地域防災計画には避難所の位置づけ有） | 県男女共同参画課 |

【設問3】

「地方公共団体の防災計画等にセンターの役割や位置づけは明記されていないが、所管部署との間で確認ができている（調整が進んでいる）」と回答した施設の詳細

| 施設名 | 確認（調整）の内容 | 確認（調整）先 |
|------------------|---|---|
| 島根県立男女共同参画センター | 島根県太田市の防災計画に避難施設に入れるよう調整中 | |
| 埼玉県男女共同参画推進センター | 避難所の役割 | 危機管理防災部 |
| もりおか女性センター | 指定避難所として盛岡市からの指定はされていないが、公的な施設であるため近隣の市民が避難されてこられた場合は受け入れる。 | 盛岡市市民部市民活動推進課 男女共同参画 青少年対策室 |
| 【掲載不可】 | 教育委員会所轄の教育館が果たす役割に協力する | 市教育委員会 |
| 京都府男女共同参画センター | 府と協力して女性関係団体との連絡調整にあたり、必要に応じて被災者を受け入れる。 | 府民生活部男女共同参画課 |
| 越谷市男女共同参画支援センター | 防災計画の見直しを行うワーキンググループに参加し、内容を調整している。 | 人権・男女共同参画推進課、危機管理課 |
| 山梨県立男女共同参画推進センター | 災害時の配偶者暴力相談支援センターとしての業務継続について調整を進めている | 県民生活男女参画課 |
| 【掲載不可】 | 現在、市、区の防災計画を見直している | 区の中の防災会議メンバーには参画している。 所管課通じた危機管理室との連携を行っている。 |
| 大阪市立男女共同参画センター | 災害ボランティア活動支援センター | 大阪市天王寺区社会福協議会 |
| 尼崎市立女性・勤労婦人センター | 市防災会議女性部会に所長が参加し、調整中である | 防災対策課 |

【設問4】

「今後、地域（地方公共団体）の防災計画等にどのように位置づけられることが望ましいか」について自由記述での回答の詳細

- ・男女共同参画の視点で防災情報を収集・発信し、非常時・被災による相談に対応する防災拠点として位置づけられること（静岡市女性会館）
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画、防災体制となるよう、防災担当課と連携を取るよう位置づける（城陽市男女共同参画支援センター）
- ・岩手県地域防災計画 第2章災害予防計画 第1節基本方針に『被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する』とあります。女性のニーズを把握するポジションで役立つことができるのではないかと思います（岩手県男女共同参画センター）
- ・当センターは「横浜市民ギャラリー」との複合施設であり、現在のところでは位置づけは特になされていないが、センター側の希望としては災害弱者になりやすい女性支援施設としての位置づけを望んでいる。（男女共同参画センター 横浜北）
- ・当センターの併設の体育館が、来年度より避難所機能が付け加えられることになったが、運営は市が行うことが確認されている。（協会としての）位置づけについては、特になし。（日立市女性センター）
- ・災害時における女性支援施設となることが望ましい。（相談内容はもちろんのこと、被災者の必要としている物資や支援等のニーズの掘り起こしや、それを提供できる仕組みづくり等を行う。また、支援を実施することのできるNPO等の団体の調整役として機能する（こうち男女共同参画センター）
- ・男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援の相談窓口（上越市男女共同参画セ

ンター）

- ・計画のなかに「ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずる」「衛生用品、粉ミルク、おむつ等の供給」「要支援者の必要なスペースの確保」を明記しているため、位置づけはなくても柔軟に対応できる。特に位置づけは必要ないと考えている（長岡市男女平等推進センター）
- ・女性や子どものための避難所（静岡市女性会館）
- ・まなび創造館女性センターは商業施設等を含む複合施設の中に位置づけされているため、防災計画の中に位置づけることは難しい（小牧市まなび創造館）
- ・公的な施設であることから市民が避難されることが想定できるので、必然的に受け入れざるを得ないと考えている。そのためにもある程度の備蓄品の備えが望ましいと考えている（もりおか女性センター）
- ・被災者からの相談窓口（郡山市男女共同参画センター）
- ・独立館であるため避難者を抱えてしまうとセンターの機能はまったくストップしてしまうので、情報受発信、困っている女性のための支援センターに位置づけしていきたいと担当課に話している（大田区男女平等推進センター）
- ・防災計画の中に、災害時の果たすべき役割、他との連帯方法情報共有等について位置づけられる必要がある（尼崎市立女性・勤労婦人センター）
- ・防災分野における政策、方針決定過程からの女性の参画推進に責任をもつ（広島県女性総合センター）
- ・防災計画（公共団体）等のなかには含まれていないが、地元地区の避難住民の受入等が今後は考慮すべき状況ではないでしょうか（山口県婦人教育文化会館）
- ・拠点となる相談窓口としての位置づけ、また、避難場所の運営など男女共同参画の視点が必要な事項についての、男女共同参画センターの役割の明確化（佐賀県立男女共同参画センター）

- ・男女共同参画の視点から特に支援を必要とする方に施設や相談の利用ができる拠点としての位置づけが望ましい（世田谷区男女共同参画センター）
- ・地域防災のなかに、災害支援の機関として明確に位置付ける。そして男女共同参画センターの主な業務が被災女性支援であることも明記する（男女共同参画センター横浜）
- ・男女共同参画の視点での防災計画づくりや、人材育成などを研修や講座を通して実施連携できる機関としての位置づけ。また災害復興時における相談機能を中心とした支援機関としての位置づけが必要だと思えます（三重県男女共同参画センター）
- ・被災時の男女共同参画に関する支援体制等を担う主要機関・被災者の受け入れ施設（京都府男女共同参画センター）
- ・当婦人会館は市立総合福祉センター（5階建）の4階・5階の一部を専有する施設であることから、単独ではむずかしいところがある（神戸市立婦人会館）
- ・当センターは生涯学習センター等複合施設内にあるため、防災計画等の位置づけについては計画し難い（他センターとの調整など困難である）（久留米市男女平等推進センター）
- ・当センターは再開発ビルに所在しているため拠点施設としての位置づけはなされていない（熊本県男女共同参画センター）
- ・今後、関係部署との協議等をすすめることにより、災害時の女性相談窓口の設置や女性支援の拠点などの役割等について、当センターが仙台市の防災計画の中に位置づけられることが望ましいと考えます（仙台市男女共同参画推進センター）
- ・避難所の運営について、女性の意見が反映されるような仕組みづくりに積極的に参画し、リーダー的役割を果たす・災害時要支援護者のうち特に女性に対する相談や避難時の支援を積極的に行う（越谷市男女共同参画支援センター）
- ・埼玉県地域防災計画の見直しの中で、要支援者等（高齢者、外国人、女性）の支援プランを作成することになっていることから、特にDV被害等経験者など心に傷のある女性にとって安心のできる支援を担う機関として位置づけられることが望ましい（埼玉県男女共同参画推進センター）
- ・当センターは福祉施設との複合施設であるため、福祉施設との連携において位置づけられることが望ましいと思えます（千葉市男女共同参画センター）
- ・調査、人材育成、情報提供、諸団体との連携・支援等の事業をとおり、男女共同参画の視点から広く社会に貢献したい（日本女子会館）
- ・地域の防災会議委員にセンター長を登用すること。また、センターを女性の総合相談拠点として位置づけること（大阪市立男女共同参画センター中央館）
- ・被災時に女性が必要とするニーズを汲み上げるため、また性暴力やDVの声も出にくい状況にあるため、被災時の女性に関する相談窓口の設置が必要であり、男女共同参画センターを女性相談窓口として位置づけるべきである（北九州市立男女共同参画センター）

横浜市市民局男女共同参画推進課・横浜市男女共同参画推進協会編
『災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書』（2012年2月）から抜粋

災害時における 男女共同参画センターの活動と役割

2011年3月11日14時46分、太平洋三陸沖を震源として、マグニチュード9.0の東北地方・太平洋沖地震が発生した。地震による大規模な津波は、東北地方、関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の放射能漏れ事故を引き起こした。被災地にある男女共同参画センター（女性センター、婦人会館等を含む）も、この災害によって建物の損壊、停電、断水など多くの被害を被りながらも、発災直後から現在にいたるまで、被災者支援、避難所運営、生活再建等復興支援など様々な活動を行ってきた。

ここでは、今回のインタビュー調査の対象となった男女共同参画センターにおける、発災からインタビューを実施した2011年8月頃までの活動状況を概観し、大規模災害に遭遇した男女共同参画センターの役割について考察する。

1 まず、利用者の安全確保、避難誘導

これまで経験したことのない大きな揺れが襲った直後、被災地の男女共同参画センターの職員がまず行ったことは、利用者の安全確保、避難誘導であった。発災と同時に停電し、書架や棚からの落下物が散乱する中、職員は全館放送や大声での安否確認などを行いながら、利用者全員を安全な場所へ避難誘導した。動けなくなった高齢者を備えの担架にのせて3階から館外に運んだところ（宮城県婦人会館）、ベビーバギーの親子連れを同じ建物に入居する他団体の職員と一緒に安全な場所に誘導したところ（仙台市男女共同参画推進センターエル・ソーラ仙台、以下、エル・ソーラ仙台）もあった。

「日ごろの防災訓練に従い粛々と利用者の誘導・安全確認を行った」（もりおか女性センター）、「さすがといわれた避難誘導は、日ごろの防災訓練の成果だったと思う」（福島市男女共同参画センター）という声に代表されるように、避難誘導が混乱なく行われたところでは、いざという時に備えた日ごろの訓練の重要性が語られた。

市民利用施設としての男女共同参画センターは、平時においてはもちろんのこと、災害発生という非常時においてはなおのこと、利用者の安全の確保が最優先で行われなければならない。しかし、男女共同参画センターの多くはシフト勤務をとっているため、利用者の安全確保、避難誘導は発災時に勤務している職員で刻々の判断を下しながら行うことになる。災害時の市民誘導マニュアルを備えていても、揺れがひどい中ではマニュアルを取り出す時間もない。

「非常用電源は確保されていたが、携帯電話はもちろんインターネットもつながらず、衛星電話も十分に機能しなかった」（いわき市男女共同参画センター）という状況の中で、「なにより望まれるのは、その場の状況を自分で判断し行動できる職員であること」（仙台市男女共同参画推進センターエル・パーク仙台、以下、エル・パーク仙台）である。

発災後すぐに地方公共団体の所管部署から担当者が駆けつけて指揮をとったところ（郡山市男女共同参画センター）もあったが、多くは情報収集の手段が断たれた中で、所管部

署との連絡もとれず、居合わせた職員自らの状況判断で発災時の混乱を凌いだ。幸い、この日、男女共同参画センターだけが人等が出たところではなかった。多くのセンターでは一時避難させた利用者が帰宅するのを見届け、建物の被害状況などを確認した上で当日の勤務を終えたが、道路の寸断などで帰宅出来なかった職員もあり、さらに自宅が半壊して帰宅先が避難所であったという職員もいた。

2 センター閉館中も各所で多様な被災者支援

今回インタビュー調査を行った被災地にあるほとんどの男女共同参画センターは、発災翌日からセンターを閉館した。外壁や内装の破損、エレベーターの故障など建物自体への被害のほか、ライフラインの寸断や続く余震への対応などが閉館を余儀なくされた理由である。一旦閉館したセンターの多くが再開したのは4月以降であった。

【センター再開日】

| | |
|--------------------------|-------|
| 青森県男女共同参画センター | 3月13日 |
| 岩手県男女共同参画センター | 3月末 |
| もりおか女性センター | 閉館せず |
| 宮城県婦人会館 | 4月12日 |
| 仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台 | 4月5日 |
| 仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 | 4月5日 |
| 福島県男女共生センター | 4月12日 |
| 福島市男女共同参画センター | 4月3日 |
| 郡山市男女共同参画センター | 6月1日 |
| いわき市男女共同参画センター | 5月末 |
| 茨城県女性プラザ | 4月1日 |

その間、男女共同参画センター職員はセンターの内外で多様な被災者支援を行った。盛岡駅に隣接する複合施設に入居する岩手県男女共同参画センターでは、新幹線や在来線の運休で帰宅困難者の避難所となり、一時は複合施設全体で1,000人もの受入れを行った。センターの閉館は3月末までであったが、避難所としての対応は4月半ばまで続いた。

県の地域避難所に指定されていた茨城県女性プラザでは余震とライフラインの寸断に不安を募らせた近隣の高齢者などの一時避難所となった。また宮城県婦人会館では、全国から被災地に届けられる支援物資の保管、仕分け場所として閉館中の施設を提供した。

建物や設備の損傷が少なかったにもかかわらず、福島県男女共生センターは福島第一原発の近隣から自衛隊によって緊急輸送される避難者の被ばくスクリーニング及び除染施設となり、センターには自衛隊や検査スタッフが常駐し、センター職員もその対応に追われ

た。同じくいわき市男女共同参画センターが入居する複合施設も、被ばくスクリーニング及び除染施設に指定され、男女共同参画センターがある1階部分は自衛隊の待機場所となった。

市内各所に設置された避難所の1つを任された男女共同参画センターもある。福島市男女共同参画センターでは40人ほどの被災者がいる避難所の運営を行った。避難所が閉鎖された3月20日過ぎからは、市内大規模施設に運び込まれた支援物資の仕分けとその管理が、また4月以降は倒壊家屋の調査アシスタントの業務が福島市災害対策本部から割り振られた。特に地方公共団体による公設公営の男女共同参画センターでは、災害発生時には災害対策本部の指示による業務に就くと規定されているところもあり、いわき市男女共同参画センターの職員は発災の翌日から避難所支援に回り、次いで被災・罹災証明の発行業務などにあたった。

エル・パーク仙台、エル・ソーラ仙台は仙台市が設置して、財団法人せんだい男女共同参画財団が指定管理者として運営する公設民営の男女共同参画センターであるが、職員は仙台市の要請によって、市内各所に設置された被災者支援の電話相談の応援に入った。沿岸部の避難所支援に入る機会もあり、そこで避難生活を送る女性の困難を目の当たりにして、その経験をセンター再開後の事業に役立てた。

3 顕在化しにくい女性のニーズに応える被災者支援

被災地に赴き女性支援にいち早く動いたのは、もりおか女性センターであった。発災から3週間後には内陸部の盛岡市から100kmも離れた沿岸部に車で往復し、避難所などにいる被災女性のニーズに直接応えるデリバリーケア事業を開始した。避難所に女性用下着が届いてもMサイズばかりで実際にはきつすぎて使えなかったり、生理用品は大量に届いても生理用ショーツがなく、しかもそれらを男性リーダーが配るため、受取りに行きにくかったり、要望を伝えにくかったりという事態が各所で生じた。

避難所の運営はその地域の男性リーダーによって担われることが多い。内閣府男女共同参画局が作成したパワーポイント資料「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について～東日本大震災での被災者支援～」では、「避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性」であり、発災後、浮かび上がった問題点として、「意思決定に女性が参画していない、女性の視点が入らず、配慮が足りない、固定的性別役割分担が更に強化される」の3点をあげている。避難所にパーティションが届いても、男性リーダーの一言で使わないことになり、授乳や着替えにとっても苦労したという女性の声も紹介されている。

もりおか女性センターのデリバリーケア事業は、非常時であっても人それぞれの必需品があつて当然という多様性に応える取組みとして実施した。被災地に入り御用聞きのように被災女性の個別のニーズを聞き取り、あるいは電話での話に耳を傾け、たとえば乳児の月齢にあった哺乳瓶や離乳食などを届け、時に女性たちの話からDV相談や医療・法律機関、ホットラインへつなぐ橋渡しも行った。この活動は、盛岡市の緊急雇用創出事業の1

つに位置付けられ、現在は被災地の女性たちを雇用し、被災者が個別に必要とする物資を届け、同時に被災者の安否確認も行うデリバリーケアプロジェクト事業へと発展した。

エル・ソーラ仙台は、特定非営利活動法人イコールネット仙台と協力して洗濯代行サービスせんたくネットを立ち上げた。避難所で洗濯できない、洗濯物を干せないと苦勞している女性たちの洗濯物を受け取り、せんたくネットに参加した女性たちが自宅などで洗って乾かし、持ち主に届けるというサービスである。避難所で困っている女性と、被災地であっても被害が小さく、何かに役立ちたいと思っている女性の思いを結びつけた。エル・ソーラ仙台では、洗濯物を手渡すときに聞き取った女性たちのニーズを次々と新たな支援活動につなげ、この活動は「わたしサイズのブラジャー／サニタリーショーツを贈る」支援活動や 10 代の女子に気持ちのこもったプレゼントを贈る「ガールズプロジェクト」へと展開していった。

4 女性に配慮した避難所の運営

福島第一原発の近隣市町村住民の避難所となった複合コンベンション施設「ビッグパレットふくしま」（郡山市）に、日本で初めて開設された女性専用スペースにも男女共同参画センターが大きく関わっている。2,500 人もの避難者で混乱するビッグパレットふくしまに派遣された県職員は、かつて福島県男女共生センターで勤務した経験があった。プライバシーが保てない、身の危険を感じることもあるなどの女性の訴えを聞いて女性専用スペースの必要性を痛感し、福島県男女共生センターに協力を依頼した。センターはただちに女性職員を現地に送り、3 日後には女性専用スペースをスタートさせた。福島県男女共生センター及び郡山市男女共同参画センターの日ごろのネットワークにより、女性の自立を応援する会など県内の 3 つの民間女性グループの協力を得て、避難所における女性の安全確保、女性のための物資の提供、ストレス解消のための場の提供を運営の 3 本柱にして、女性専用スペースを避難所にいる女性を支援する拠点とした。

盛岡、仙台、福島の上記 3 つの支援活動に共通するのは、あらかじめ定められた方針や計画、役割分担があったわけではなく、男女共同参画センターが現場のニーズを男女共同参画の視点で的確に把握して、必要な活動を主体的に開始したという点である。さらに、男女共同参画センター単独でなく、これまでの活動の中で培ったネットワークを活かし、地域の民間女性グループや地方公共団体、民間企業などと柔軟に協働・連携することによって効果的な支援を可能にした。

5 いち早く再開した女性の視点での相談事業

建物の修復やライフラインの復旧によって、一時は閉館していた男女共同参画センターも徐々に再開し、男女共同参画センターとして本来の事業を実施するようになった。しか

し被災地にあるセンターでは年度当初の計画どおりの事業実施はむずかしく、縮小や中止の事業も少なからず出てきた。そうした中で、多くの男女共同参画センターが最優先で実施に踏み切ったのは、相談事業であった。中には施設の再開に先んじて別会場を確保してDV相談を行ったところ（郡山市男女共同参画センター）、帰宅困難者の受入れが長引き通常事業は休止したまま相談事業だけを早々に再開したところ（岩手県男女共同参画センター）、複合施設に同居している別の団体と連携して相談体制を強化したところ（青森県男女共同参画センター、エル・ソーラ仙台）もあった。もりおか女性センターは発災の2か月後から女性相談のホットラインを開設するにあたって、全国女性シェルター・ネットなど他団体から相談員の派遣協力を求め、そのコーディネートを行いながら女性相談窓口を担っていった。

被災地の男女共同参画センターで相談事業がいちはやく再開した背景には、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、大災害時における女性相談窓口の必要性が兵庫県立男女共同参画センターなどから伝達されていたことや、内閣府男女共同参画局から関係機関に向けて「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」（3月24日付）、「暴力に関する相談窓口等について」（3月30日付）といった通知が矢継ぎ早に発出されたこともある。被災地における女性相談窓口の開設は、地方公共団体の広報紙はもとより、地元新聞やテレビ、ラジオなどの地元メディアや生活支援パンフレットを通じて周知された。

被災地の女性を対象とした相談窓口の設置を内閣府が呼び掛けたのは、これまで男性の視点で構築されてきた災害対応、被災者支援の中で、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されるためである。男女共同参画センターの相談事業はもともと社会におけるジェンダー格差に着目して実施されていることから、その経験を被災地の女性に活かすことが求められたのである。

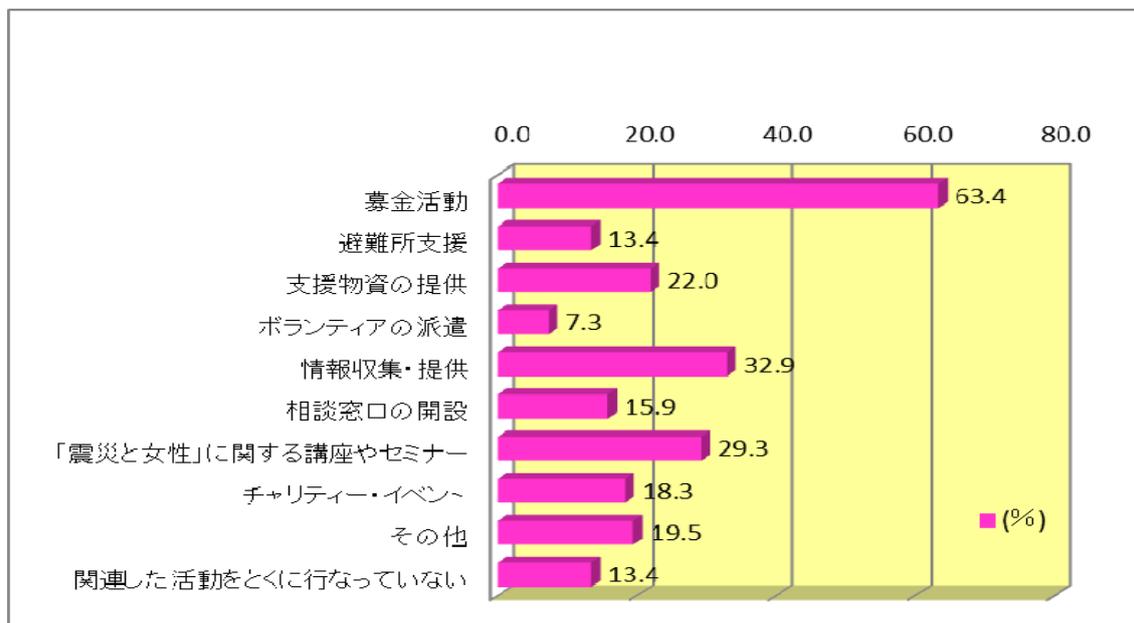
さらに、兵庫県立男女共同参画センターは、災害時の相談対応で求められるのは「窓口を担当する相談員だけでなく、必要な情報を収集・整理し的確に提供していく、後方支援としての情報スタッフの力量である」と指摘する。東日本大震災でも、発災直後は物資不足や放射能、避難所のことなど生活に直結した情報提供を求める相談が多く寄せられており、相談と情報の相互の連携が欠かせない。男女共同参画センターは本来、相談事業、情報事業、講座事業などを総合的に実施している施設であり、その総合力を活かしての窓口対応も男女共同参画センターの役割として期待されている。

6 蓄積したネットワークを活かす情報事業

相談事業とほぼ同時に立ち上がったのが、市民に役立つ情報を収集し提供するという事業である。被災地にある男女共同参画センターだけでなく、全国各地の男女共同参画センターでも自らのホームページに東日本大震災の被災地支援のための情報を提供していくということが行われた。全国の男女共同参画センターをつなぐネットワーク組織である特定

非営利活動法人全国女性会館協議会が北海道から沖縄まで 88 の男女共同参画センターに東日本大震災に関連した活動に関するアンケート調査を実施したところ、被災者支援として実施した活動の第 2 位に「情報提供・収集」があげられた。

【東日本大震災に関連してこれまでに実施した活動】



(全国女性会館協議会「東日本大震災に関連しての活動に関するアンケート調査」 2011 年)

施設の再開に先行して被災女性支援サイト立ち上げて情報提供を行ったところ（エル・ソーラ仙台）、県内市町村の男女共同参画担当者に男女共同参画の視点から見る災害支援に関する図書資料を毎月紹介していったところ（青森県男女共同参画センター）、県内市町村を回って被害状況を聞き取り情報提供したところ（福島県男女共生センター）、市の協力を得て市内の求人情報を一覧にして受付窓口で配布したところ（いわき市男女共同参画センター）など、被災地の男女共同参画センターは早い時期から女性を支援する情報を積極的に発信していった。また、施設内に新聞クリッピング記事や物資の募集・配給など震災関連情報を掲出する掲示板を設置したところ（エル・ソーラ仙台）や被災者をつなぐ情報交換の掲示板を活用したところ（エル・パーク仙台）などもあった。

被災地ではないが、埼玉県男女共同参画推進センターは近くに開設された大規模避難所へ雑誌や子どもの本を届けた。また兵庫県立男女共同参画センターは阪神・淡路大震災における取組みが東日本大震災の被災地の役に立つと考え、16 年前の資料を整理し、被災地の地方公共団体、男女共同参画センター、マスコミなどに送ったほか、センター内で閲覧できるようにした。

男女共同参画センターの情報収集先は、地方公共団体の担当部署やマスコミやタウン紙に加え、これまで事業の連携、協働で付き合いのある地元の女性グループや市民団体、民間企業や大学など多岐にわたっている。日ごろからのネットワークの蓄積が、有効な情報

収集に役に立つこととなった。

7 女性の就業支援事業と心のケア事業の実施

発災後まもなくの緊急期を過ぎて、被災地にある男女共同参画センターは講座やワークショップなどの事業も再開した。震災対応による予算削減や地域環境の激変によって予定どおりの事業が困難になる中、多くの男女共同参画センターは新たな優先順位に従って事業を組み換えて実施していった。

震災後の復旧・復興における女性の就業支援を重要課題と位置づけた男女共同参画センターは少なくない。被災地では瓦礫処理を行う男性には日当が出るが、避難所で毎日何十人分もの炊き出しを担う女性に日当は出ない。石巻市の緊急雇用を例にとると、震災対応等臨時職員に採用された人は男性 214 人に対し、女性 119 人。震災被災者就労支援事業対象者は男性 73 人に対し、女性 38 人であった（2011 年 11 月現在）。また、被災者自立支援金制度の対象となる世帯主の 80%以上が男性という日本の現実の中で、経済的に困難な状況に直面する被災地の女性の就業支援は喫緊の課題である。

通常の就職応援講座に被災地から避難している女性のための無料枠を設けたところ（青森県男女共同参画センター）、農漁業地域の女性を対象に起業をテーマにした講演会を実施したところ（岩手県男女共同参画センター）、被災地における女性の起業支援講座を実施し、実際に雇用創出にむすびつけたところ（もりおか女性センター）などがある。いわき市男女共同参画センターは、今後、緊急雇用創出基金事業関係の予算を活用して女性対象の就業支援講座の実施を考えたいとする一方で、失業等により在宅時間が長くなり子どもと接する機会が増えた男性を対象に、震災後の父親と子どものための講座を企画している。

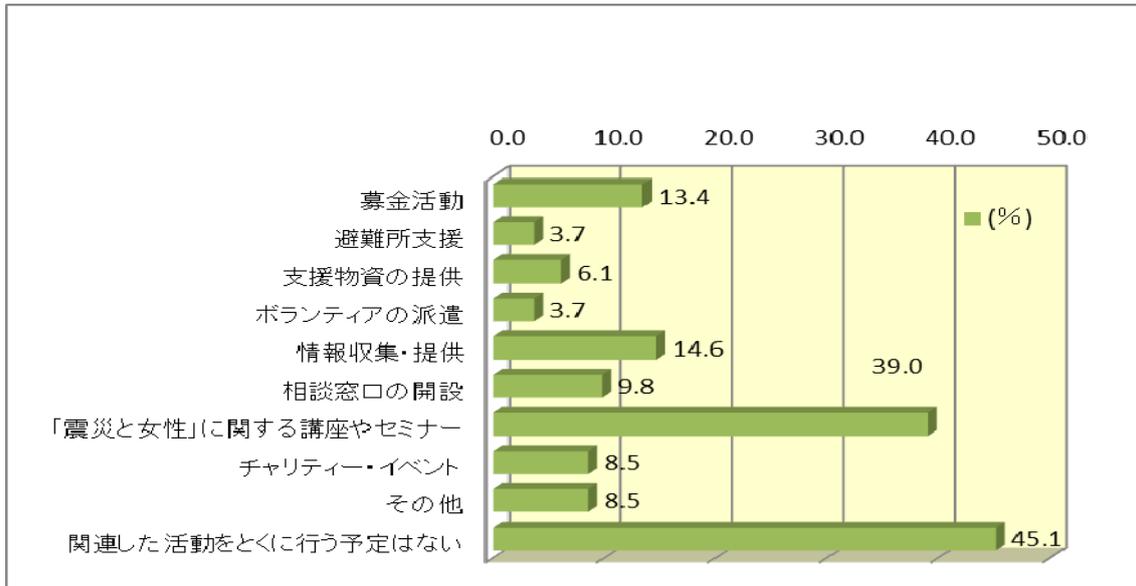
女性のための就業支援事業と並んで、震災後の心のケアをテーマとした講座を実施する男女共同参画センターも多い。震災について語る会を実施したところ（宮城県婦人会館）、子どもや市民の生活の安全確保と心のケアに関する講座を実施するところ（福島市男女共同参画センター）、放射能の影響や心の健康問題に取り組むところ（いわき市男女共同参画センター）、『災害後のこころのケアハンドブック』を配布し、被災後の子どもの心のケア事業を展開するところ（茨城県女性プラザ）などである。支援者への支援として、メンタルヘルスをテーマにした研修と情報交換会をいち早く実施したところ（福島県男女共生センター）もあった。

兵庫県立男女共同参画センターには東日本大震災で阪神・淡路大震災のフラッシュバックが起きて、恐怖や不安感を訴える相談が寄せられており、長期にわたる心のケアの必要が明らかになっている。男女共同参画センターにおける心のケアをテーマとした講座やワークショップの特徴は、相談事業と連携しての実施が可能であるという点である。

災害やその後の復興、防災などをテーマにした一般向けの講演会やセミナーは各地の男女共同参画センターで行われており、全国女性会館協議会の先の調査によれば、今後「震災と女性」に関する講座やセミナーを実施する予定である男女共同参画センターは 4 割に

ものぼった。いづどこで起きても不思議ではない地震列島において、今回の大震災における各地の経験と浮かび上がってきた課題、今後への備えなどを男女共同参画の視点を踏まえて考察する啓発事業の実施は、必須のことと思われる。

【東日本大震災に関連して今後実施予定の活動】



(全国女性会館協議会「東日本大震災に関連しての活動に関するアンケート調査」 2011年)

8 施設がもつ“場”を活用しての支援

男女共同参画センターは相談事業、情報事業、講座事業などを男女共同参画の視点から総合的に実施する市民利用施設であるが、個々の事業を実施する“場”である施設自体も重要な役割を果たしている。今回の東日本大震災に際して、男女共同参画センターはその施設を十分に活用して女性への支援を行った。

埼玉県男女共同参画推進センターは、福島第一原発の放射能汚染から避難する福島県民の大規模避難所になったさいたまスーパーアリーナに隣接する場所にあるが、県内のボランティア・グループの要請を受け、さいたまスーパーアリーナの避難者にシャワー室、和室、保育室などを提供した。もっとも多い時で2,500人もが滞在したさいたまスーパーアリーナでは、乳幼児の泣き声などに遠慮する母親の負担が大きいことなどを知り、埼玉県男女共同参画推進センターは通常事業を実施しながら、シャワー室などの提供を決めた。シャワー室の利用は乳児とその母親から始め、その後子ども、障がいをもつ人へと広がっていった。ほかにも子どもへの読み聞かせやカウンセリングのスペースや、女性用や子ども用の下着や靴を配るスペースなどを施設内で提供することになった。

市内の多くの公共施設が被災して使えない、あるいは避難所になって使えないからこそ、建物被害が比較的小さかったエル・ソーラ仙台では施設のスペースの一層の活用を考えた。

従来の「市民交流スペース・図書資料ラウンジ」を「こころと暮らしの立ち直りを支援するスペース」と位置づけ直し、親子連れや被災者が休んだり、仲間に出会える場として提供した。新聞記事や物資の募集・配給などの情報提供も行ったところ、多くの市民が訪れるようになった。

茨城県女性プラザも、今回のような大災害に直面した後は、施設がもつ“場”が重要な役割を果たすという認識のもとに、周囲の施設が使えない中で被災を免れた公共施設は、「何か活動したい、仲間と出会いたいという住民の意欲を引き出し、活動しやすい環境を整えることが役割だ」と明言する。

9 復興・防災計画に女性の視点を

東日本大震災から4カ月半を経た7月末に、「東日本大震災からの復興の基本方針」が東日本大震災復興対策本部によってまとめられた。その基本的考え方に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」という文言が盛り込まれている。しかしながら、都道府県防災会議に女性が占める割合はわずか3.6%で、女性委員がゼロのところも12都府県に及ぶ。東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県の震災復興会議等の女性メンバーも、それぞれ19人中2人、12人中1人、11人中1人とまだきわめて少ないというのが現状である。

そうした中で、復興会議等への女性の登用を促す男女共同参画センターも出てきた。岩手県男女共同参画センターは県が開催した第1回復興会議（正式名称は岩手県東日本大震災津波復興委員会）に女性委員が1人もいないことに気づき、県への要望書を提出した。女性が委員に入って19人中2人が女性となったのは、センターが県への要望書を提出してからのことであった。センターでは今後も復興会議の傍聴を続ける予定である。

かつて兵庫県男女共同参画センターでは、阪神・淡路大震災後の取組みの反省から「男女共生のまちづくり提言」をまとめ、その成果を阪神・淡路震災復興計画に反映させた実績がある。東日本大震災をきっかけに地域防災計画を見直すことになった埼玉県では、男女共同参画センター職員がワーキンググループに参加することとなった。このワーキンググループはメンバー13人中5人が女性で、改定される地域防災計画にこれまで明確に書かれていなかった女性の視点を反映することが期待されている。

政策決定過程への女性の参画の低さは、日本社会全体の問題として世界経済フォーラム会議などからも指摘されるほどであるが、被災地支援を行った男女共同参画センターが共通して認識したことは、平時にできていないことは緊急時にはできない、というきわめて当たり前のことであった。ふだん自治会やPTAで女性がリーダーシップを発揮していなければ、避難所でいきなり女性リーダーを望んでも難しい。こうした現状を踏まえ、男女共同参画センターの今後の課題として女性の人材育成をあげたところ（青森県男女共同参画センター）や女性がしっかり意思表示できるようにエンパワーメント支援をあげたところ（エル・パーク仙台）などがあった。

10 男女共同参画センターの役割

内閣府（防災担当）が所管する「東日本大震災における災害応急対策等に関する検討会」の中間とりまとめには、女性への配慮に関する課題として、次の4点があげられている。

- ・発災後、女性や子育て家庭への配慮が十分にはなされなかった。
- ・育児や女性専用スペースの確保や女性更衣室の設置など女性のニーズや視点を取り入れるためには、避難所の設計・運営に女性が参加することが必要であった。
- ・避難所の設計・運営の中心を担う自治会長は、96%近くが男性であり、女性などへの配慮が必要であるとの認識を浸透させることが重要。
- ・帰宅困難者のとる行動や対策をライフラインの寸断、発災の時間帯、食糧・水の有無などの各種条件を整理した上での事前の検討や、子どもや女性、高齢者などを対象とした事前の検討が十分になされていない。

東日本大震災に遭遇した男女共同参画センターは、これまで培ってきた事業やネットワークの経験を踏まえ、男女共同参画の視点から多様な活動を行なうことによって、その役割を果たしてきた。それらは上記1～9にまとめたとおり、センター利用者の安全確保と避難誘導、センター閉館中の多様な支援、顕在化しにくい女性のニーズに応える支援、女性に配慮した避難所の運営、女性の視点での相談事業、蓄積したネットワークを活かした情報提供事業、女性の就業支援事業や心のケア事業、センターという“場”を活用しての支援、復興・防災計画への参画などである。

災害、復興そして防災における男女共同参画センターの役割は、あらゆるプロセスに男女共同参画の視点を入れていくことである。前述したが、内閣府男女共同参画局は東日本大震災の発災後に浮かび上がった問題点として、「意思決定に女性が参画していない、女性の視点が入らず、配慮が足りない、固定的性別役割分担が更に強化される」をあげている。諸外国に比べジェンダー格差が大きい日本社会でこれらの問題点を一気に解決していくことは難しい。しかし、だからこそ男女共同参画センターが平時においてのみならず、あらゆる状況のもとで、地方公共団体やNPO等市民団体、民間企業などと連携してその役割を着実に果たしていくことが求められている。